

経済国際化に伴う国家消滅の二方向性について

——旧東ドイツをその例として——

宮原 悟

Two Possible Directions Left of a Demolished Nation as a Result of the Economic Internationalization

—— In the Case of "Old East Germany" ——

Satoru MIYAHARA

1. はじめに

近年、日本企業の海外進出が極めて盛んであるが、この傾向は、1985年9月22日の五ヶ国蔵相会議（G5）による結果的には円の約100%切り上げという劇的な為替レートの変化¹⁾以来、一層顕著である。その実態は、「図」の「日本の対外直接投資の変化」²⁾に窺うことが出来る。

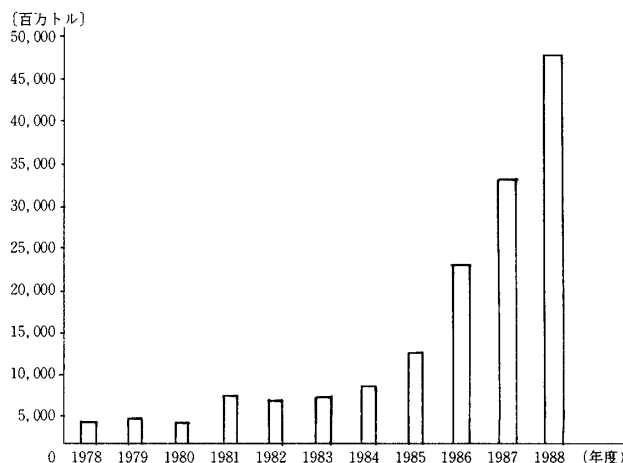
この対外直接投資を通じての企業の多国籍化は、「資本は利潤を求めて国境を越える」という自明の原則により実現してゆく。1973年2月14日の変動為替相場制移行以来、各国の経済ファンダメンタルズよりもむしろ大規模な投機的行動が大きく為替相場決定要因として左右するため、為替変動リスクが拡大され、従って、それを回避することが、「利潤を求め」観点から肝要となった。³⁾ そのために、為替変動リスクの大きい国内生産を海外生産に転換することが、前述のドル安傾向と相俟って、有利となった。以上のメカニズムを通じて、日本を含め、世界規模での企業の多国籍化が進展し、「多国籍企業は、世界生産で3分の1、世界貿易で40~50%に相当する活動に関与」⁴⁾する現況となった。

従来の海外進出企業の名称であった「多国籍企業」(Multinational Corporation)は、いまだ国籍を意識するものとして捨象され、現在では、「超国籍企業」(Transnational Corporation)あるいは「世界企業」(Global Company)と称せられる。また、それらの企業のマネジメント戦略はすこぶるグローバル化しつつある。⁵⁾ このような事実および現状が、企業の多国籍化の進展を裏付けている。

この現象を「経済国際化」と呼び、経済活動においては国境が消滅する、ボーダレス・エコノミー (Borderless Economy) の時代の到来として把握する。

ところで、この「経済国際化」の現象は、今後、如何なる状況になるであろうか。その予測の手掛かりのひとつとして、通産相の諮問機関である「産業構造審議会」の「グローバルイゼー

〈図〉 日本の対外直接投資の変化



ション分科会」による報告書がある。これによれば、1988年に4.8%であった日本の製造業における海外生産比率が、2000年には12%程度に上昇することである。⁶⁾ この報告書は、近未来に「経済国際化」の波が、現況の数倍のうねりをもって日本を飲み込むことを予測するものである。

このような「経済国際化」の進展は、「経済」を学問の対象とする「経済学」という観点からは、「国家」をマクロの単位とする「経済学」のあり方およびその有効性を問う結果となっているが、⁷⁾ このことは、「国家」という従来の枠組みそのものの意味を再度問い直して考えることの必要性を示唆しているように思う。

戦後40年にも及ぶ東西冷戦構造は、奇しくもフランス革命200周年記念に当たる1989年の東欧改革・ベルリンの壁崩壊以来、今年8月のソ連のクーデター失敗による共産党の崩壊という一連の国際動向のなかで、その終焉が決定的となった。従って、新たな国際秩序の構築が急務である状況下において、その基本単位である「国家」というものの本質とその方向性について考察することは、極めて意義深いことと考える。

その時、「経済国際化」の視点は、前述の現況を勘案すれば、考察の中心を成すものであろう。

以上の観点に立脚し、1990年10月3日、統一ドイツとして吸収合併された旧東ドイツを主たる素材として、「国家」の本質およびその方向性について検討を加える。

2. 統一ドイツ成立への言及

(1) 統一ドイツ成立と旧東ドイツの消滅

1989年11月にベルリンの壁が崩壊すると間もなく、よもやそれ程急激には⁸⁾と思われた東西ドイツの統一が、1990年10月3日に成し遂げられた。第2次世界大戦終結後、ソ連の東欧諸国共産化工作とアメリカの共産主義封じ込め政策との狭間において、1948年から49年にかけてのベルリン封鎖により決定的となった東西ドイツ分裂独立の運命の歴史が、ここに幕を閉じるどころとなった。

「表」の「西ドイツ基本法」の抜粋を参照されたい。「前文」に明示されるように、この法は、ドイツ統一までの過渡期において機能するもので、従って、暫定的な意味を込めて、「憲法」ではなく「基本法」と呼ばれた。ところで同法23条および146条に、その東西ドイツ統一の方法にかかわることが明文化されている。前者は、「西ドイツがその他の部分を加入する」立場に立つ、西ドイツの東ドイツ吸収合併方式であり、後者は「新たな統一憲法を制定する」立場に立つ、対等合併方式である。

周知のように、1990年3月の東ドイツ人民議会初の自由選挙で、23条方式の立場をとる保守連合が大勝したことにより、同年10月3日の統一は、西ドイツが東ドイツを吸収合併する形式をとった。そして、この事実は、旧東ドイツの国民からすれば、自己の選択の結果とは言え、戦

〈表〉 西ドイツ (ボン) 基本法 1949年制定	
前 文	……その国民的および国家的統一を保全せんとする意思と …… (省略) …… 過渡期のあいだ国家生活に一つの新しい秩序を与えるために、その憲法制定権力に基づいて、このドイツ連邦共和国基本法を議決した。…… (省略) …… 全ドイツ国民は、自由な自己決定によってドイツの統一と自由とを完成することを引き続き要請されている
第23条 [基本法の適用範囲]	…… (省略) ……ドイツのその他の部分については、この基本法は、その〔連邦共和国への〕加入後に効力を生じるものとする
第146条 [基本法の失効]	この基本法は、ドイツ国民が自由な決断で議決した憲法が施行される日に、その効力を失う。
※ 〈出典〉 樋口陽一、吉田善明編『解説 世界憲法案』三省堂、1988年。	

後40年余り存続した自国が消滅することを意味するところとなる。

(2) 統一ドイツ成立要因とその意味

ところで、戦後40年余りの間存続してきた分裂国家が、何故に、ここに統一を成し遂げることが可能となったのであろうか。その主なる理由を、以下の4つにまとめてみた。

① 民族主義

民族の独立・自立・統一および解放等の政治的運命は、他から干渉されることなく自ら決定する権利を有し、かつ、民族の自由や繁栄を促進しようとする「民族主義」は、如何なる民族であろうと大なり小なり抱く思想である。

特にドイツ民族は、10世紀中頃の神聖ローマ帝国成立以来の領邦国家分裂状態の歴史を有し、民族の統一は、何世紀にも及ぶドイツ民族の悲願として熟成されてきた。ゆえに、イデオロギー等の様々な障害にも挫折することなく、綿々とその悲願は継承・発展されてきた。

② 国際関係の変容

ソ連のペレストロイカの推進に伴う、東西冷戦構造終焉という国際関係の変容が、ドイツ統一を可能にした。また、ペレストロイカは、経済面において、ドイツを含めた西側諸国の経済力への依然を不可避とし、それゆえに、ソ連の譲歩を引き出すことに成功した。

③ 西ドイツ経済の強大化

戦後、日本と並ぶ経済発展を成し遂げた西ドイツ経済は、東ドイツとの経済格差を歴然とした。この圧倒的な経済力の差が、西ドイツによる東ドイツ吸収合併を可能とする背景を形成した。

④ 東西ドイツ分断およびその後の歴史的経緯

東西ドイツは、分断する時およびその後も、一度たりともお互いに直接戦争し合った経験を保持していない。だから、戦争による両国の亀裂や憎悪を生むことがなかったため、統一を素直に受け入れることが可能であった。この点で対称的なのが南北朝鮮である。朝鮮動乱という南北直接対決が、統一の大きな障害となり、アジア NIES の代表たる韓国の経済力と言えども、それを乗り越えての統一実現までには至らしめていない。⁹⁾

以上にまとめた4つの理由を読み返してみる時、統一達成の背景として、次の2つの主要概念が浮上してくる。それは、「民族」と「経済」である。強固な民族主義と現実的な経済状況とが、ドイツ統一を達成させたと言約しても過言ではあるまい。

3. 経済国際化に伴う「近代国家観」の変容

(1) 19世紀的国家観

「国家」とは、いったい何であろうか。この問いへの答えは、極めて「本質的に論争的である」¹⁰⁾ため述べ難い。しかしながら、ここでは、その点を踏まえつつも、敢えてドイツの法学者G・イエリネック (Georg Jellinek) の「国家三要素説」を俎上へのせ、論を進めることにする。それは、その説が、日本の政治学・法学への影響が大であると共に、極めて一般的な「国家」論だからである。

この考え方は、19世紀までの集大成として、20世紀へと移行する節目の時代に登場したものであり、今日でも支配的である。つまり、国家とは、「領土」「国民」「主権」の三要素から成り立つもので、逆に、どのひとつが欠落しても国家とは言い難いとする考え方である。(狭義)の領土・領海・領空という物理的存在としての「領土」と、何らかのアイデンティティを持つ「国民」と、外圧(外国等)から独立した意思決定権たる「主権」とを保持した組織体が、「国

家」と呼ばれるものである。この「国家」観を、その成立時期ゆえに、「19世紀的国家観」と呼ぶことにする。

ところで、この「国家」観は、近代になって初めて認識されるようになってきたものであり、この点は極めて重要だと思われる。つまり、この場合の国家とは、今日、国家とみなされる「近代国家」の概念を意味するのであるが、この近代国家の本格的成立は、ドイツ三十年戦争終結時のウェストファリア条約(1648年)においてである。この戦争によるドイツ・ハプスブルク家の後退を背景に、列国が独立国家として対等な国際関係を持ち始めたのであり、そこから「近代国家」に対する認識が醸成されていった。それまでの国家は、広範囲に及ぶ中央集権体制が弱いために、ひとつのまとまりとしての同一国家意識は希薄であり、また他の世界を意識した存在としての国家ではなかった。例えば、かつての日本で言うならば、今の「名古屋」に住む人にとっての国家とは「尾張国」であり、イギリスや中国等の外国を意識しての「日本」という独立国家の存在認識等、微塵もないに等しかった。

要するに、今日のいわゆる「近代国家」¹¹⁾は、絶対的普遍的な存在ではなく、長い人類史からみれば、まだ数世紀の歴史しか持たない偶然的利那的なものに過ぎないこと。さらには、その国家の基準が「領土」「国民」「主権」からなる「国家三要素説」という、19世紀的国家観に依拠する部分が多いこと。以上の2点を、ここでは強調しておきたい。

(2) 経済国際化に伴う「19世紀的国家観」の変容

「1. はじめに」で述べたように、近年、「経済国際化」が劇的に進展している。ところで、「資本は利潤を求めて国境を越える」という自明の原理下において、日本の自動車メーカーが、諸外国で生産された部品を利用してタイの現地子会社で組み立てをし、アメリカで販売する時、いったい、この自動車の国籍はどこと言えるのであろうか。いや、むしろ、経済活動については国籍を問題にすること自体が時代遅れであろう。

ここでは、このようにボーダレス・エコノミー化が進展するなかで、「国家三要素説」を形成する「領土」「国民」「主権」の三つの要素について、各々に検討を加えてみる。

① 「領土」

日本企業が海外で用地を買収した。アメリカでは、日本人の胃袋を満たすべく日本の耕地面積よりも広い面積の土地を耕作し食糧生産している。外資系企業が日本で用地を買収した。多くの日本人が、資産として諸外国に土地を保有している。これらの現象は、ボーダレス・エコノミーの時代では日常茶飯事である。ところで、領土を、国家国民のために存在・利用されるものとか、国民が所有するものとかと考えるなら、いったい、前述のような現象下において、領土というものを規定することが可能であろうか。

② 「国民」

旧西ドイツでは、高度経済成長時代に、雇用の拡大と人口増加の停滞とが相俟って、極端な人手不足に苦しんだ。そのため、トルコ等の国々から大量の外国人労働者を流入させた。以後、その傾向を止められず、現在多数のトルコ人等の外国人が居住している。そして、ドイツ・ゲルマン民族の人口は相変わらず停滞・減少しているため、徐々にその比率を低下させている。将来、もし外国人とドイツ民族との比率の大小関係が逆転するようなことがあれば、この国家にとっての国民とはいったい誰であろうか。¹²⁾そして、そのアイデンティティとは？

現在、人手不足と「1.53ショック」と言われる程の極端な子供の数の減少の双方に苦しめられ、外国人労働者雇用の法規制緩和を検討している日本が、同様の運命をたどらないとも限らない。すでに、多くの外国人労働者を日本企業は雇用し始めている。「ヒト」もボーダレス化

しているこのような状況において、国民と非国民の区別が可能であったり、あるいは、その区別自体がいつまでも意味を持ち続けたりするであろうか。「区別」の存在自体が許容されない時代が来ることも考えられる。

③ 「主権」

主権を、「外圧（外国等）から自由に独立して意思決定する権力」と定義するなら、¹³⁾ これも無意味なものとなる。ボーダレス・エコノミーの時代では、経済政策ひとつ実行するにも、他国の反応・国際機構の存在等を考慮せざるを得ない状況において、外圧からの自由や独立等あり得るのか。「政府自民党にとって最大野党とはアメリカ議会である」という皮肉は、その象徴である。また、今後、人類最大の課題と言われる「環境問題」は、国家独自の政策では全く解決出来るものではなく、時には自国の意思を曲げてでも国際協調して対応せざるを得ない性質のものである。チェルノブイリの放射能は国境では止まってくれない。クウェートの油井の煤煙も同様である。

つまり、今日、何ひとつ外圧から自由に独立して意思決定出来るものはないと言っても過言ではない。外圧から自由なら、コメの市場開放等に苦しめられることは全くない。

このように、国家を成り立たせる「領土」「国民」「主権」の三要素は、ボーダレス・エコノミー化の前に形骸化し始めている。そして、このことは、紛れもなく「19世紀的国家観」の変容が迫られる現状を意味している。

前述のように、「近代国家」は絶対的でも普遍的でもない事実を、再度確認しておきたい。

4. 新たな枠組みの登場と国家消滅の二方向性

(1) 民族主義の台頭と国家の消滅

経済国際化が進展し、国家を成り立たせる「領土」「国民」「主権」の三要素が形骸化し始めた時、それらに代わって国家の成立を保証する新たな枠組みとは何であろうか。

それは、「国家三要素」の形骸化のために、それらの呪縛から解放され、新たな国家としての基準なりアイデンティティなりとして浮上可能となった「民族」なる概念である。この概念は、ここ数世紀間、国家三要素に関連するものとしての政治やイデオロギーという極めて人為的なものによる抑圧で、その台頭が許容されない面があった。ところが、三要素とは比較にならない悠久な歴史と強固な同胞意識を保証する「民族」なる概念が、それでも脈々と流れ続け、経済国際化と民族主義に後押しされる形となりつつ、ここに登場するところとなった。換言すれば、三要素を基盤とする「近代国家」から同一民族意識を中心に結合された「民族国家」への移行である。

たとえば、今夏8月19日に勃発したソ連における保守派のクーデター失敗とその後の各民族共和国の一連の動向は、その前の締結予定であった新連邦条約も含めて、真にその典型的事態であった。それまでの国家の枠組みを保証する背景となっていた、共産党・KGB（国家保安委員会）・ソ連軍という巨大な力が、主に経済改革¹⁴⁾を目指したペレストロイカ¹⁵⁾により、脆くも崩壊していった。そして、旧来の国家ソ連としての「領土」「国民」「主権」は解体し、「民族」を単位とした組織体により再編成されつつある。

このようなソ連の状況と同じ様相を呈するのがユーゴスラビアの現状であるし、また、イギリス・カナダ・スペイン等でも、はたまたアメリカ合衆国でさえも¹⁶⁾それが、大なり小なり確認出来る。1989年6月4日の中国天安門事件も、中国における同様な事態発生の前兆として把握出来る。

以上の状況を踏まえつつ、新たな国家の枠組みとして「民族主義」の台頭に留意すべきであろうし、その事実の前に、これまでの国家が次々と消滅する信じ難い動向が、今後展開すると考えられる。そして、三要素を形骸化することでその背景となり、直接・間接の影響を及ぼす「経済国際化」の趨勢を看過するわけにはいかない。

これが、現在および将来において惹起されつつある「国家消滅」のひとつの方向性だと考える。

(2) 経済統合・経済圏の成立と国家の消滅

近年、EC市場統合・米加墨自由貿易協定等の言葉をよく耳にするが、これらは、いわゆる今日の国際経済社会における大きな流れとしての経済統合の具体例である。

経済統合とは、簡潔に言えば、複数の国々が、貿易障壁等を取り除くことで経済的国境を消滅させ、密接な経済関係を形成することを言う。そして、このように形成された特定地域によるひとつのまとまりを経済圏と称する。

この経済統合・経済圏の形成は、構成国相互の経済発展等の長所を意図して成立されるものであるが、言うまでもなく、「モノ」「ヒト」「カネ」「情報」等が国境を障害なく越えることの可能な、国際経済関係の確立が前提条件となっており、その点において、「経済国際化」を実現させた動向と言える。

ところで、現存してきたあるいはこれから存在しようとする経済統合は、その結合のあり方とか強弱において一様ではない。従って、大別すれば、以下のような3つの経済統合の形態にまとめられる。¹⁷⁾

- ① 自由貿易地域 (域内において関税や輸出入制限等の貿易障壁が撤廃されているもの)
- ② 関税同盟 (「①」の状況に加え、域外に対して共同で決定した同一関税を課すもの)
- ③ 共同市場 (域内の関税や輸出入制限等を撤廃するだけでなく、労働力や資本等の移動の自由も認められ、あたかもひとつの経済体であるかのようなもの)

実際、厳密な区別は困難であるが、おおよそこのように分類される経済統合形態は、「①」から順に、その経済関係の親密さの度合いを増してゆく。そして、前述のEC共同市場・米加墨自由貿易協定は、まだ流動的な部分があるにせよ、「③」を目指した経済統合である。このように密接な経済関係に基づく経済統合化が進展すれば、経済国際化が促進され、ボーダレスな状況が「領土」「国民」「主権」という旧来の枠組みを徐々に稀薄化させることになる。そして、ここに新たな枠組みとして、「経済圏」が成立する。

この現象は、東西冷戦構造の終焉後の新たな国際秩序が日・米・欧三極構造の時代と言われるなか、一層の拍車がかかりそうである。その上、日本の経済的突出と米・欧の経済的地位の相対的地盤沈下が今以上に顕在化すれば、なおのことであろう。

経済国際化ゆえの経済統合・経済圏の成立なのか、あるいは、経済統合・経済圏の成立ゆえの経済国際化なのかについては相乗効果と考えるが、いずれにせよ、以上のメカニズムを通じての「経済統合・経済圏の成立」という状況の台頭により、これまでの国家の消滅が展開してゆく。

これが、経済国際化に伴う、もうひとつの「国家消滅」の方向性だと考える。

5. 旧東ドイツから見た国家消滅の二方向性

「4」で見たように、国家三要素説により枠組みを提供されてきたそれまでの国家が、経済国際化により、「民族国家」や「経済統合・経済圏」という三要素とは異なる新たな二方向の

枠組みで画される集合体というものに代替されることで消滅しつつある事実を示した。この国家消滅の二方向性の観点を、具体的国家旧東ドイツ（以下、東ドイツ）に適用して考察してみる。

「2」で述べたように、東ドイツは、1990年10月3日に旧西ドイツ（以下西ドイツ）に吸収合併された。そして、その背景のなかで、大きく浮かび上がってきた主要概念が「経済」「民族」であった。このドイツ統一までの一連の動向と、統一ドイツの今後の行方とを、東ドイツを視点の中心に据えながら、「4」で述べた観点から分析・検討を加えてみる。

米・ソ両超大国の狭間で分断国家の状況を強いていた東西ドイツは、同一民族による統一国家形成という民族的悲願を保持しつつも、その強固なイデオロギー的対立によって、それを抑圧されてきた。ところが、そのイデオロギーの背景となる「領土」「国民」「主権」の国家三要素というこれまでの国家の枠組みが、経済国際化のために形骸化し始めたことで弱体化し、そのために民族統一への抑圧の力の低下を招くところとなった。その時、東ドイツでは、誰も予想を越える圧倒的結果¹⁸⁾によって、西ドイツが東ドイツを吸収合併する形式を採ってでも早期の民族的統一の実現を期すキリスト教民主同盟（CDU）を中心とする保守連合が大勝した。このことは、「民族」という新たな枠組みによる「民族国家」統一ドイツの登場と、これまでの枠組みによる「近代国家」東ドイツの消滅とを意味する。東ドイツの国民は、自由な選挙で、「東ドイツ」よりも「民族国家としての統一ドイツ」を選択したわけである。

ところで、このようにして成立した統一ドイツは、同時に、西ドイツ時代以来の懸案となっている EC 共同市場のなかに1992年に組み込まれることが決定されている。1986年の EC 委員会における「単一欧州議定書」署名により、経済統合の形態としては最も結合度の強い「共同市場」を目指すことを決定した EC 市場統合は、物理的・技術的・財政的な障害の除去と欧州中央銀行の創設や単一通貨の採用等、極めて大胆な政策を展開するものである。従って、この市場統合に組み込まれた構成国は、経済のボーダレス化とそれに伴う様々な面でのボーダレス化の促進により、それまでの国家としての枠組みを失い、「経済統合、経済圏」という新たな枠組みに編入されつつ国家消滅するところとなる。このような状況下で、統一ドイツという国家も、EC 共同市場に編入されながら、その存在を消滅させてゆく。

従って、東ドイツは、西ドイツに吸収され「民族国家」統一ドイツになったことおよびその統一ドイツが EC 共同市場に組み込まれることにより「経済圏」の単なる一員となることで、国家消滅の二方向性に巻き込まれながら、二重に国家消滅を経験することになる。

この東ドイツの経験は特異なものではなく、今後、国際社会のいたる所で観察出来る現象だと考えるが、それは、この国家消滅の二方向性が現在および将来の巨大な世界的潮流だからである。

6. おわりにかえて

これまで、具体例として旧東ドイツを引用しながら、経済国際化による国家消滅の二方向性を検討してきた。

この経済国際化の趨勢は、「1. はじめに」で述べたように、一層劇的な進展をすると考えられるが、その時、これまでの「国家」のあり方が、如何なるものへと変貌するのであろうか。従来の国家の枠組みとしての国家三要素に基づきつつ地図上に人為的に引かれてきた政治的想像物に過ぎなかった赤い線たる国境は、経済国際化により消滅しながら、経済統合・経済圏というより大きな枠組みで括り直されることとなる。しかしながら、その内部では、悠久な歴史

と強固な同胞意識を保証する「民族」なる単位により細分化される。

このようにまとめられる状況が、東西冷戦構造終焉後の新たな国際秩序の図式として浮上してくる。

ところで、経済大国として世界に対して果たすべき責務が拡大しつつある日本は、このような大きな潮流を見失うことなく、良好な国際関係の維持と適切な外交政策を展開してゆくことが期待される。しかしながら、国家消滅の二方向性の各々にかかわらせて、近年の日本の対応の現実を検討してみれば、極めて不適切だと言わざるを得ない。以下に、その要点を簡潔に記すことにする。

第1に、「民族国家」成立への潮流である。1991年8月19日のソ連における保守派クーデターの失敗後、ソ連解体が急速に進んだ。なかでもその中心となったのはバルト三国独立であるが、アイスランドを先頭に、ECやアメリカが軒並みに独立承認の方向を打ち出したのに対し、日本政府の承認の動きは最も遅れ、当のゴルバチョフ大統領が独立容認を明言した後に承認した。北方領土返還実現という微妙な立場があるにせよ、その交渉相手は、既に「民族国家」たるロシア共和国であることを認識せず、あくまで過去の巨大な残影たるソ連を追いかけていた。この事実は、明らかに、これまでの国家から「民族国家」へというひとつの方向性への認識不足だと言える。

第2に、「経済統合・経済圏」成立への潮流である。東西冷戦構造終焉後の新たな国際秩序が日・米・欧の三極構造であると言われる昨今、アメリカは米加墨自由貿易協定を、ヨーロッパはEC市場統合を、着々と推進し、その各々の極の基盤固めを展開している。この現象が極端化すれば、第二次大戦前夜のブロック経済体制の再来とも思える危機的な状況が危惧される。そして、それを打破出来るか否かのカギを握るのが、GATTのウルグアイ・ラウンドの結末であろう。ウルグアイ・ラウンドの合意による新しい自由貿易体制の枠組み形成に成功し、各経済圏の保護主義台頭を抑制することが出来れば、悪夢の再現¹⁾を回避することが可能となる。その逆の場合、原材料の獲得や市場参入が困難化した日本が、大東亜共栄圏的発想を起こさないとも限らない。現実には、アジア太平洋圏構想²⁾も存在するし、日本のODA等の外交政策はそれを指向する傾向を示している。このような重要な局面にあるウルグアイ・ラウンドは、現在、ひとえに各国の農業政策の譲歩にかかっており、取り分け日本のコメの自由化(厳密には将来の自由化に向けての関税化)如何である。GATTのドンケル事務局長の説得にも首を縦に振らない日本の対応は、これまでの国家が「経済圏」へと推移し、その経済圏相互の対決姿勢が強まりつつある方向性への認識不足と思われる。これまで対立的であったECとEFTA(欧州自由貿易連合)の統合によるEEA(欧州経済地域)発足の報道³⁾は、何を物語るのだろうか。

何しろ、「民族」意識への理解を最も苦手とし、²⁾「経済圏」成立への対応の失敗で歴史上最最大の打撃を被った日本にとって、その各々が近年の国際社会における二方向性である事態は、日本の行く末に巨大な暗雲を投げかける。そして、皮肉にも、この二方向性は、日本が経済大国となる際に最も大きな思恵を授けてくれたGATT-IMF体制による自由貿易体制がもたらした「経済国際化」が生ぜしめたものである。

日本にとって、米・ソ対立という単純な図式から難しい国際関係の時代に突入したと言える。

[注]

1) プラザ合意と呼ばれ、参加五ヶ国の協調介入によるドル安誘導が行われた。その結果、日本円

経済国際化に伴う国家消滅の二方向性について

に関しては、1ドル=263.65円（1985年2月3日）から1ドル=120.45円（1988年1月4日）へと円高ドル安に推移した。

- 2) 『経済白書——平成経済の門出と日本経済の新しい潮流』 経済企画庁，1989年，199頁により作成。
- 3) P・F・ドラッカー，上田惇生，佐々木実智男訳『新しい現実』 ダイヤモンド社，1989年，9章参照。
- 4) 『ジェトロセンサー8月号』 日本貿易振興会，1991年，160頁。
- 5) 寺本義也他著『日本企業のグローバル・ネットワーク戦略』 東洋経済新報社，1990年が参考となる。
- 6) 「日本経済新聞」 1989年5月11日の記事による。
- 7) 「今日のように企業が国民経済を越えていってしまうと，国民経済がマクロであるなんて言えないんです。マクロはワールドワイドに広がっているわけですから。これまでの経済学の根底が資本の国際移動，自由化という事実の前に覆ったんです。つまり，国民経済学原理というのは以前はリアリティがあったわけですが，いまはそのリアリティの根底が切り崩されてしまっている」（『経済セミナー12月号』 日本評論社 1987年 24頁）という宮崎義一の発言参照。
- 8) P・ベンダー，永井清彦，片岡哲史訳『ドイツの選択——分断から統一へ』 小学館，1990年，舛添要一著『これが世界の読み方だ』 PHP 研究所，1991年。以上等，多くの著書がこの点に触れている。
- 9) 黒田勝弘著『“板門店の壁”は崩れるか』 講談社，1990年，43頁参照。
- 10) A・ヴィンセント，森本哲夫監訳『国家の諸理論』 昭和堂，1991年，56頁。
- 11) 「近代国家」と言えば，その初期から現代に至るまで，発展段階により様々な形態が存在する。従って，「国家」の体を成さない封建国家と区別し，また，現代に至るものとして，それらを包括的に「今日のいわゆる」と表現した。
- 12) 西尾幹二著『労働鎖国のすすめ』 光文社，1989年参照。
- 13) 本文中の主権に対する定義は一般的であるので用いた。しかしながら，この定義は，イエリネックの説を引用していることにこだわるならば，主権の存在と国際法上の制限との間における矛盾については彼自身ひとつの解答を与えているので，国家三要素説のうちの要素のひとつとしての「主権」が国際化のなかで無力化するものとして論を展開するには，適当ではないとも言える。
- 14) 「経済改革」の中味が，西側経済への接近や西側市場経済の導入であることを勘案すれば，この「経済改革」も経済国際化のあり方のひとつと考えられる。
- 15) M・ゴルバチョフ，田中直毅訳『ベレストロイカ』 講談社（1987年）で，ゴルバチョフは「ベレストロイカはあらゆる面にかかわる改革である」と述べているが，ソ連国民の経済状況を勘案すれば，ベレストロイカの真の目的が経済改革であることは否定出来ない。
- 16) ヒスパニックの多いカリフォルニア州では，分離独立の動きがあると言われている。
- 17) バラッサ（B・Balassa）の「経済統合の形態としての五段階説」を基にした。また，『経済セミナー——増刊——日本経済はどうなるか——』 日本評論社，1991年も参照した。
- 18) 「CDU（164議席）と社会民主党（87議席）の差」（舛添要一『これが世界の読み方だ』 PHP 研究所，1991年，46頁）を参考とした。
- 19) G・フリードマン，M・ルバード，小室直樹監修『ザ・カミング・ウォー・ウィズ・ジャパン』 徳間書店 1991年という第二次太平洋戦争の勃発を予言する本が話題を呼んだ。
- 20) オーストラリアのホーク首相の提唱によるもので，EC市場統合や米加自由貿易協定に対抗し，アジア太平洋圏に経済協力のための新機構をつくらうとするもの。
- 21) 「日本経済新聞」 1991年10月23日の記事による。
- 22) 単一民族国家に近い日本においては，「民族」に対する配慮の欠如が著しく，時として，一国の

首相や外相の軽々な民族差別的発言が国際問題にまで発展したことがある。このような事実に基づく。

付 記

本稿は、近々に出版予定の『国際政治経済学15講』（黎明書房）の原稿を多く引用し、ひとつの論を構築する根拠としたことをおことわりしておく。